

内閣参質一二一第一五号

平成三年十月二十二日

内閣総理大臣 海部 俊樹

参議院議長 長田 裕二殿

参議院議員上田耕一郎君提出日本中央競馬会で働く労働者の待遇改善に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員上田耕一郎君提出日本中央競馬会で働く労働者の待遇改善に関する質問
に対する答弁書

一について

地方競馬のパートタイム労働者に対して支給される退職金等（退職金、退職慰労金その他これに類似するものをいう。以下同じ。）の支給の有無及び支給額は、競馬場ごと及びそれぞれの労働者の勤務年数、退職時の基本給、勤務状況等により様々であるが、平成二年における競馬場ごとの退職金等の一人当たりの平均支給額は、別表のとおりである。

二から五までについて

日本中央競馬会（以下「競馬会」という。）の各事業所の長が雇用するパートタイム労働者に対して支給する退職金等については、競馬会の各事業所の労使において、その就業の実態、通常

の労働者との均衡等を考慮して定めるように努めるべきものであり、農林水産省がその個々具體的な決定に關与すべき性格のものではないと考える。

六について

競馬会の各事業所の長が雇用するパートタイム労働者の採用に係る年齢の上限を六十歳を下回って定めている例もあるが、このことをもって直ちに高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）等に違反するものではないと考える。

七について

農林水産省は、競馬会に対して、学生生徒又は未成年者（以下「未成年者等」という。）の勝馬投票券の購入又は譲受け（以下「勝馬投票券購入等」という。）の禁止についての広報を行うこと、所要の警備担当者を配置すること等未成年者等の勝馬投票券購入等の防止のための方策を講ずるよう指導しているところである。

別表

退職金等の支給の状況(平成二年)

競馬場	支給の有無	一人当たり平均支給額	平均勤務年数
北岩見 旭帯川 札幌館 函盛岡 水沢山 上湯条 新三利 三足宮 宇高崎 浦和 船橋 大井	無 無 無 無 無 無 無 無 有 有 有 有		
		三六四、五〇八円 七九六、七九〇円 六、三二三、七八一円 二、二四六、八九四円 四、三二七、三六八円	一三年七箇月 二〇年六箇月 二四年七箇月 二六年四箇月 二四年四箇月

川	金	笠	名	中	園	姫	益	福	高	佐	荒	中
			古									
崎	沢	松	屋	京	田	路	山	知	賀	尾	津	
有	無	有	有	有	有	有	無	無	有	有	有	有
四、一三一、六三一円	二、一四、八五五円	五、〇四八、二六〇円	五、〇四八、二六〇円	五、二七五、七二四円	二、一五一、六八八円	二、〇六一、五五二円	四七六、七七七円	三五、一二四円	二、〇六一、五五二円	四七六、七七七円	三五、一二四円	二、〇六一、五五二円
二三年八箇月	二一年七箇月	二四年一〇箇月	二四年一〇箇月	二六年三箇月	二五年二箇月	三三年三箇月	一六年	三年二箇月	三三年三箇月	一六年	三年二箇月	一六年八箇月

(資料) 各主催者からの聴取り調査による。

(注) 浦和競馬場の一人当たり退職金等支給額には、他の公営競技での退職金等支給額を含む。